

議員提出議案第21号

伊藤舞市長に対する問責決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和3年6月28日

芦屋市議会議長 松木義昭様

提出者	自由民主党 芦屋市議会議員団	福井利道
	BEASHIYA	大塚のぶお
	公明党	帰山和也

伊藤舞市長に対する問責決議

市長には、その職権や影響力から、高い倫理の保持が求められ、職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保するため「芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例」を制定している。

芦屋市の幹部職員によるパワーハラスメント問題については、令和3年5月7日に公表された第三者調査委員会の調査報告書により、改めて市長・副市長の責任が重大であることが明らかになった。市長は議会から最初に指摘のあったこのパワハラが存在を、新聞報道で知ったと発言し続けているが、これは議会軽視につながるものである。また、内部調査委員会における調査結果には、議会から多くの問題点の指摘があったにもかかわらず、内部調査で十分との認識で、第三者委員会による再調査を否定していた事実があり、これらを含む多くの問題があったことが指摘された。そもそも、今回のパワハラ問題については、昨年議会で取り上げなかった場合、未だに重大な人権侵害行為であるパワハラが継続していたことが十分に考えられる。

第三者調査委員会の報告を受けた市長の市民向けメッセージでは、自ら先頭に立ち、強い決意をもってハラスメントのない風通しのよい職場環境づくりを進め市政への信頼回復を図る、とあるが、一連の行為を鑑みれば、市長が先頭に立つには、組織の長として危機管理能力の欠如、並びに著しく人権意識が欠如しているため、不適任であると考えられる。さらには、自ら任命した佐藤徳治副市長が申出書の存在を加害幹部に漏らすという行為も被害職員の不安を増長させ不信を招く対応であり、市長に任命責任があると言わざるを得ない。加えて、今定例会における給料削減議案への質疑で、これだけで責任は終わらないと自ら答弁しており、そのとおりにトップとしての責任を果たしていくべきものと考えられる。

パワハラ問題の解決を、より困難かつ長引かせたこれらの一連の行為は、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例第3条第1号の規定「市政への不信を招くことのないよう品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に抵触するものであり、その責任は極めて重い。

よって、ここに伊藤舞市長に対し、市長としての資質に問題があると考え、猛省すべきことを勧告する。

芦屋市議会